

## 業務委託契約書（案）

委託業務の名称	空調設備等保守管理業務委託
委託料の額	金 円 (うち取引にかかる消費税額及び地方消費税の額 円)
委託の期間	令和元年12月3日から令和2年3月27日
契約保証金	契約金額の100分の5の金額とする。 ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

上記業務について、委託者 福島県（以下甲とする）と、受託者（以下乙とする）とは、次の条項により委託契約を締結する。

### （総則）

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の委託期間に頭書の委託業務を行うものとする。

2 委託する業務は、別紙委託仕様書によるものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

### （委託業務の内容の変更）

第3条 甲は、必要あると認めるときは委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。

この場合において、委託料の額又は履行期限を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

### （損害負担）

第4条 委託業務の実施により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

### （関係帳票）

第5条 乙は、業務が完了したときは、その都度甲に対して遅滞なく関係帳票を提出しなければならない。

### （委託料金の支払い）

第6条 乙は、別紙仕様書による点検業務が完了したときは、委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

### （履行期限の延長及び遅延利息）

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙はこれに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.7%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

4 甲の責めに帰すべき事由により前条の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対しその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.7%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (3) 乙が契約に違反したとき。
- (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.7%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第10条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が乙に違反があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約外の事項）

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第12条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記のとおり本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 住所 福島市森合町5-72  
氏名 福島県  
福島県立福島高等学校長 竹田 真二

乙 住所  
氏名